

# 山形県身体障がい者保養所

東 紅 苑

## 施設概要

令和2年8月

山 形 県

# 目 次

1	施設の概要 . . . . .	1
2	施設の利用時間 . . . . .	2
3	利用料金 . . . . .	3

## 1 施設の概要

### (1) 沿革

昭和 52 年 1 月 業務開始及び社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会に管理委託

昭和 58 年 6 月 友愛センターがオープンし、本館と一体的な施設として運営

※ 友愛センターとは、1981 年の国際障害者年を記念して、障がい者のリハビリと研修の場として年金積立還元融資を受けて整備された施設です。

平成 12 年 3 月 本館の増築を行い、施設整備の一層の充実を図る。

平成 16 年 9 月 本館の屋根改修工事を行う。

平成 21 年 8 月 友愛センターの屋根改修工事を行う。

平成 27～28 年 本館の配管全面改修工事を行う。

令和 2 年 3 月 本館の和室(2 室)の洋室化改修工事を行う。

### (2) 施設の設置目的

東紅苑は、山形県身体障がい者保養所条例（昭和 52 年 12 月県条例第 43 号。以下「保養所条例」という。）に基づき山形県が設置したものです。

身体障がい者とその家族に対し低廉で健全な保養のための場を提供することで、福祉の向上と健康の増進に寄与するという公的役割があり、山形県の社会福祉の一翼を担っています。

### (3) 所在地

山形県東根市温泉町二丁目 16 番 1 号

### (4) 定員

宿泊 36 人（客室 11 室）

### (5) 施設規模

ア 敷地面積 東紅苑 7,336.25 m<sup>2</sup>（本館 4,404.25 m<sup>2</sup>、友愛センター 2,932.00 m<sup>2</sup>）

イ 建物面積 東紅苑 1,849.14 m<sup>2</sup>（本館 1,198.44 m<sup>2</sup>、友愛センター 650.70 m<sup>2</sup>）

ウ 建物概要

名称	構造等	建築時期
客室、事務室、浴室及びポンプ小屋	鉄筋コンクリート平屋建	昭和 53 年 2 月
職員休憩室	木造平屋建	昭和 53 年 3 月
車庫	鉄骨造平屋建	昭和 53 年 3 月
友愛センター及び渡り廊下	鉄筋コンクリート平屋建	昭和 58 年 5 月
浴室及び脱衣室（東紅苑家族風呂拡充）	木造	平成 6 年 11 月
客室、浴室、脱衣室、給湯室及び廊下	鉄筋コンクリート平屋建	平成 12 年 3 月

※ 詳細は平面図参照（現地説明会で別途配布）

## エ 設備概要

東紅苑	友愛センター
給水設備	給水設備
排水設備	排水設備
照明装置	照明装置
火災報知器	火災報知器
給湯ボイラー	暖房用温水ボイラー
暖房用ボイラー	換気用通風装置
換気用通風装置	スロープ通路
浄化槽	拡声装置ナースコール設備
非常口スロープ	L P ガス供給装置
庭園	変圧装置
樹木	友愛センター用地土留（間知ブロック積）
	運動競技用砂場
	フェンス（鋼鉄支柱 金網張）

## オ 備品等概要

- (ア) 車椅子用リフト付きバス1台（平成31年2月購入）
- (イ) マイクロバス1台（平成22年10月）
- (ウ) 備品73品目（内訳は現地説明会で別途配布）

## 2 施設の利用時間

### (1) 利用時間

利用時間は、あらかじめ県の承認を受けて、宿泊、休憩及び会議の利用区分ごとに指定管理者が定めるものとします。

（参考：現在の利用時間）

区分	宿 泊	休 憩	会 議	入 浴
時間	14:00～翌日 10:00	10:00～16:00	10:00～16:00	10:00～16:00

### (2) 休館日

東紅苑の管理上やむを得ない場合を除き、休館することができません。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ県の承認を受けて、臨時に休館することができるものとします。

### 3 利用料金

(1) 東紅苑は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項で定める利用料金制を採用します。

(2) 東紅苑を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とします。

(3) この利用料金の額は、条例で定める額（下表）の範囲内とし、指定管理者と県との間で協議のうえ設定します。

#### ○保養所使用料（保養所条例 別表）

利用区分	使用料の額			
	身体障がい者	社会福祉 関係者	身体障がい者の介添者	
			大人	小学生及び 中学生
宿泊（素泊まり1人1泊）	2,930 円	3,720 円	3,720 円	3,030 円
休憩（1人）	910 円	1,040 円	1,040 円	640 円
会議	30 畳以上の室 4,840 円			
	30 畳未満の室 3,210 円			

（注）上表の額には、食事代金等は含みません。

過去 3 年間の東紅苑における利用者数、利用料収入の額及び県から支払った指定管理料の額は次のとおりです。

（単位：千円）

年度	利用者数		宿 泊 利用率 (%)	利用料収入			その他 の収入	指 定 管 理 料 の 額
	宿泊(人)	休憩(人)		宿泊料	休憩料	会議室 使用料		
H29	4,590	1,135	31.6	13,406	1,031	340	17,836	32,449
H30	4,245	1,256	29.2	12,378	1,144	299	17,318	32,449
R1	3,864	1,194	29.9	11,424	1,090	300	16,241	32,717